

ライオンズクラブ国際協会

330C地区 6R-1Z

深谷ライオンズクラブ会則

(2016年 6月 3日改訂版)

深谷ライオンズクラブ会則

第1条 目的

この規定は、深谷ライオンズクラブで採択しているライオンズクラブ国際協会発行の『会則および付則』の最新標準版に規定されていない細則について別途に定める深谷ライオンズクラブのクラブ規定とし、クラブ運営の円滑をはかることを目的とする。

第2条 事務局

当クラブの事務局は、深谷市稲荷町1-20-24とし、担当者を大澤佳代子とする。

第3条 例会場

本クラブの例会場は、埼玉グランドホテル深谷とし、移動例会については理事会の承認を得るものとする。

第4条 例会日

当クラブの例会は、毎月第一、第三の木曜日とする。

第5条 例会時間

当クラブの例会開催時間は、午後7時00分より8時30分までとする。

第6条 理事会

当クラブの理事会は、毎月第二木曜日午後7時00分より開催し、会場は埼玉グランドホテル深谷とする。

第7条 入会

(1) 当クラブの入会は、会員の推薦により3回以上の予備出席の上、理事会の承認と所定の手続きを得た者とする。

* 付則 所定の手続きとは、1) 入会申込書及び推薦書 2) 身上書

(2) 会員の権利の移譲について

(イ) 法人・団体に於いてはその法人・団体よりの推薦人を認めるものとする。

(ロ) 親族関係に於いても、これを認めるものとする。

* 付則 国際協会に於いては、会員資格は個人につき、(イ)(ロ)に於いて認められた会員については、国際協会に新入会員の届出を定められた入会金を添え、旧会員の退会届と同時に届出をする。

但し、入会金はクラブ負担とする。

(3)他ライオンズクラブより当クラブへの移籍については、当クラブのメンバーとしての資質の確認をした上で理事会の承認と所定の手続きを要する。

* 付則 所定の手続きとは、1)前クラブの国際協会会員資格の有無の確認
2)身上書

第8条 入会金

当クラブの入会金は、次の通りとする。

- (1)新入会員の入会金は 50,000円
- (2)再入会員の入会金は 20,000円
- (3)家族会員の入会金は 20,000円
- (4)第7条の(2)についての入会金は不要とする。
- (5)第7条の(3)の移籍入会員の入会金は不要とする。

第9条 会費

会費は、年間会費とし、次の通りとする。

- (1)正会員 134,800円
- (2)家族会員 30,000円
- (3)終身会員 60,000円
- (4)賛助会員 60,000円

第10条 会費の徴収

当クラブの会費徴収の取扱方法は、次の通りとする。

- (1)入会金及び会費は、クラブ会計が指定する銀行口座に会員が振込する。
- (2)会費は、上期と下期の二期に分けてそれぞれの期首に徴収される。

- (3)会費は、原則とし上期(7月～12月)、下期(1月～6月)とに分割し、
中途退会者の会費については半期単位とし、収められた会費の
返戻はなきものとする。
中途入会者の最初の半期の会費については、入会式の月より
月割とし、入会金と共に徴収する。

第11条 食事に費

当クラブの食事に費は、次の通りとする。

- (1)例会食事に費は、年間 30,200円
- (2)家族会員の食事に費は、年間 15,000円
- (3)終身会員の食事に費は、年間 15,000円
- (4)賛助会員の食事に費は、年間 15,000円
- (5)理事会食事に費は、年間 6,000円
- (6)移動例会、新年例会、クリスマス例会、サヨナラ例会等追加会費を必要とするときは、その都度、理事会にて決定する。
- (7)食事に費の徴収は、会費と同時に徴収する。

第12条 慶弔規定

当クラブの慶弔規定は、次の通りとする。

第1項 祝金、又は記念品、及び感謝状の贈呈

- (1)本人の叙勲、あるいはクラブの名誉高揚に貢献した時。
- (2)終身会員と認めた時。
- (3)その他、クラブの業績に特別寄与したと認められる時。

第2項 弔慰金・香典・花環の謹呈

- (1)弔慰金 本人が、クラブの公式行事に於いて事故又は災難により
死亡した時は、200,000円を弔慰金とする。
- (2)香典 本人死亡 30,000円
配偶者死亡 20,000円
父母及び同居親族の死亡 10,000円
- (3)花環 本人、父母、妻子の他、同居の親族の死亡。(時価)

(4)見舞金 本人が病気、怪我により7日以上入院した時。10,000円

第3項 クラブ旗貸出

(1)クラブに5年以上在籍し退会した元会員より「クラブ旗」の貸出依頼があった場合はこれを認める。それ以外の場合は会長が実情に応じて判断する。

第13条 終身会員規定

当クラブの終身会員は次の通りとする。

第1項 資格

(1)20年以上継続して正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対し、会員としてその功績の著しい者。

(2)15年以上継続して正会員であり、少なくとも70歳に達している者。

(3)病気で重態である者。

* 付則 『功績の著しい者』とは、下記のいずれかに該当する者を言う。

イ. 国際協会から表彰された者。

ロ. 本クラブの会長、幹事又は会計を務めた者。

ハ. 地区の役員を務めた者。

ニ. その他、功績が著しいとクラブ理事会が認めた者。

第2項 手続

(1)第13条第1項該当者は、クラブ会長に終身会員となる事を申し出ることが出来る。

(2)クラブ会長は、終身会員となる事を申し出た会員について次の理事会に提案し、推薦を求める。

(3)クラブ会長は、国際会則第3条9項(e)に定められる500ドル相当額をクラブ負担とし、クラブ会計より国際協会に納入し、送金控えの写しを添付所定の書式によって国際理事会の承認を求める。

第3項 権利・義務(国際付則・第1条第7項に規定されている。)

(1)終身会員は、第13条・第1項の(3)を除いては、正会員と同一の権利と義務を有する。

第14条 家族会員規定

当クラブの家族会員は次の通りとする。

第1項 資格

- (1) 血縁関係、婚姻関係、または法律上の他の縁戚関係による同一世帯に住む家族全員が含まれる。ただし、大学在学中で26歳未満の成人の会員に対しては同居に関する条件は適用されない。
- (2) 2013年10月9日より、日本における3年間のパイロットプログラムとして、異なる住所に居住していても同じクラブで奉仕を行い、同一又は隣接する都道府県に居住している家族である場合、家族会員としてみなされる。

第2項 手続

- (1) 既にライオンズの会員となっている家族が所属するクラブへ入会を希望すれば、誰でも入会する事ができる。
- (2) 新会員として入会する家族は、招請を受けクラブの理事会の承認を受けなければならない。

第3項 権利と義務

- (1) 正会員としての全ての権利を有するとともに、全ての義務を負う。

第15条 賛助会員規定

当クラブの賛助会員は次の通りとする。

第1項 資格

- (1) 現状においては、クラブ正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持し、クラブを賛助したい、少なくとも70歳に達している地域社会の優れた人物。
- (2) 70才には満たないが、病気等のやむを得ない事由のある者。

第2項 手続

- (1) 第14条第1項(1)(2)該当者は、クラブ会長に賛助会員となる事を申し出ることが出来る。
- (2) 会員は、クラブ会長に賛助会員としての資格が有ると思われる、入会希望者を推薦する事が出来る。
- (3) クラブ会長は、賛助会員となる事を申し出た会員及び推薦された人物に

ついて、理事会に提案し、承認を後、所定の手続きを経た者とする。

* 付則 所定の手続きとは、1) 入会申込書 2) 身上書(現会員は不要)

3) 会員資格の変更届(現会員のみ必要)

第3項 権利・義務

- (1) 自ら出席する会議に於いて、クラブの事項に対する投票権を持つ。
- (2) 地区大会又は国際大会の代議員になることは出来ない。
- (3) クラブの委員になることはできるが、役員になることは出来ない。
- (4) 地区、複合地区、国際協会の役員並びに委員に就くことは出来ない。
- (5) 地区会費、複合地区会費、国際会費そのクラブの課す会費を払わなければならない。(年会費に含む)

第16条 派遣費用規定

当クラブの派遣費用は次に定めるものとする。

(1) 地区役員に支払われる費用

登録費・交通費及び地区より領収書の発行される費用。

(2) 各種会議に支払われる費用

交通費及び主催団体より領収書の発行される費用。

(3) 各ゴルフ大会登録・参加費用

(イ) 地区年次大会ゴルフ費用

登録費のみクラブ負担とする。

(ロ) ブラザークラブチャリティーゴルフ・他公式ゴルフ大会費用

参加費のみクラブ負担とする。

* 付則 交通費はJR運賃を支払うものとする。

第17条 会則改訂

本会則の改訂・改正は理事会で発議、検討、決議をし、クラブ例会に上程、出席した会員の過半数の賛同を必要とする。

1999年	8月 6日	8月第一例会	改訂
2000年	7月14日	7月第一例会	改訂
2005年	6月26日	6月第二例会	改訂
2006年	6月 2日	6月第一例会	改訂
2008年	8月 1日	8月第一例会	改訂
2008年	12月19日	12月第二例会	改訂
2009年	6月 5日	6月第一例会	改訂
2010年	5月21日	5月第二例会	改訂
2011年	6月18日	6月第二例会	改訂
2012年	6月17日	6月第二例会	改訂
2014年	5月16日	5月第二例会	改訂
2016年	6月 3日	6月第一例会	改訂